

災害時における電力ボランティア登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県内で大規模な地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）による大規模停電が発生し、または発生のおそれのある場合において、避難所等における緊急電源確保のため、あらかじめ県民及び県内事業者等の車両及び可搬形小型発電機を登録し、県の依頼に基づき給電活動に協力する制度（以下「電力ボランティア登録制度」という。）に必要な事項を定めることにより、災害時における県民の生命および身体の安全を守ることを目的とする。

(対象車両及び発電機)

第2条 電力ボランティア登録制度の対象となる車両は、外部給電が可能な電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車のうち、県が認めたものとする。また、電力ボランティア登録制度の対象となる可搬形小型発電機は、出力数が概ね1.5kW以上かつ5.5kW以下のインバータ搭載の発電機のうち、県が認めたものとする。

(登録の申込み)

第3条 電力ボランティア登録制度に登録の申込みができる者は、県内に在住する者及び県内に事業所を有する法人等とする。

- 2 登録を希望する者は、前条に定める対象車両及び可搬形小型発電機に対して使用権原を有する場合のみ、登録の申込みができるものとする。
- 3 登録を希望する者は、登録申込書（第1号様式）に関係書類を添付して、県に提出しなければならない。

(登録の決定および通知)

- 第4条 県は、前条第3項の規定により提出された登録申込書等を確認し、適当と認めるときは、登録希望者を登録するものとする。
- 2 県は、前項の確認により登録の可否を決定したときは、登録希望者にその結果を通知するものとする。
 - 3 県は、前項の規定により登録を可とした者（以下「登録者」という。）に対し、登録証を送付するものとする。

(登録の期間)

第5条 電力ボランティア登録制度の登録期間は、登録から3年間とする。ただし、初回

登録時においては、登録から3年間を経過した日が属する年度の末日までとする。

- 2 登録期間の更新を希望する者は、登録更新届出書（第2号様式）に関係書類を添付して、県に提出しなければならない。
- 3 県は、前項の規定に該当する登録更新届出書を受領したときは、その取扱いについては、第4条各号の規定を準用するものとする。

（登録内容の変更届出）

第6条 登録者は、第3条第3項の規定により提出した登録申込書の記載内容に変更があった場合は、登録内容変更届出書（第3号様式）に関係書類を添付して、県に提出しなければならない。

- 2 県は、前項の規定に該当する登録変更届出書を受領したときは、その取扱いについては、第4条各号の規定を準用するものとする。

（登録の解除申出）

第7条 登録期間内において登録の解除を希望する登録者（以下「登録解除希望者」という。）は、登録解除申出書（第4号様式）を県に提出しなければならない。

- 2 県は、前項の規定による申出書を受領したときは、登録の解除通知を登録解除希望者に送付するものとする。
- 3 前項の場合において、登録の解除の日は、登録の解除通知を登録解除申出者に発送した日とする。

（登録の解除）

第8条 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、県は、登録を解除することができる。なお、登録を解除した場合にあっては、登録の解除通知を登録者に通知するものとし、その運用については前条第3項の規定を準用するものとする。

- (1) 死亡した場合
- (2) 心身の故障等のため、活動に支障があり、またはこれに堪えない場合
- (3) 解散、清算手続き等を行った場合
- (4) 第3条第1項および第2項に規定する登録の要件を喪失した場合
- (5) 電気自動車等における自動車検査証の有効期限が経過し、更新しなかった場合
- (6) 一般消費者に誤解を与えるおそれのある宣伝行為を行った場合
- (7) 虚偽の申請に基づき活動する等、信義に反する行為を行った場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、登録が不適切であると認められる事実があった場合

(災害時における活動内容)

- 第9条 県は、災害による大規模停電が発生し、市町村から要請を受けた場合であって、登録者による給電活動が必要であると判断した場合は、登録者に対して、給電が必要な避難所等へ参集し、給電活動に協力することを依頼するものとする。
- 2 登録者は、前項に基づく協力依頼があった場合は、自身や家族、社員等の身体・財産の安全等を最優先に考慮した上で、給電活動が可能であると判断した場合は、避難所等に使用する対象車両または可搬形小型発電機を運搬することが可能な車両で参集するものとする。
 - 3 登録者は、避難所等の運営主体の指示に従い、対象車両または可搬形小型発電機からの給電活動を行うものとする。
 - 4 登録者は、活動に当たり登録証を携帯しなければならない。
 - 5 登録者は、避難所等における給電活動が終了した後は、自らの責任において、登録車両または可搬形小型発電機を避難所等から撤収するものとする。
 - 6 登録者は、活動終了後、県に対して活動報告を行うものとする。

(保険への加入)

- 第10条 登録者は、自身の活動中または運転中に負傷または死亡した場合や、他者への損害賠償責任が生じた場合、車両等が損傷した場合に対処するため、ボランティア活動保険等の必要な保険制度に加入するものとする。

(報酬等)

- 第11条 登録者の活動は無報酬とし、食費、旅費、保険料等の活動に要する費用は自己負担とする。
- 2 登録車両または登録した可搬形小型発電機が県または要請を行った市町村の責に帰すべき事由により損害を被った場合は、故意または過失を有する県または要請を行った市町村はその損害を賠償する責任を負う。

(個人及び法人等の情報管理)

- 第12条 県は、登録希望者から提供された個人及び法人等の情報を本制度以外の用途に利用してはならない。
- 2 県は、個人及び法人等の情報の授受、保管および管理に当たっては、善良なる管理者の注意をもって、個人及び法人等の情報の保護に必要な万全の措置を講じるものとする。
 - 3 県は、本制度を運用する目的に限り、市町村に対して個人及び法人等の情報を提供することができるものとする。

4 県は、登録希望者から提供された個人及び法人等の情報について、保管の必要を要しなくなった場合は、機密を保持した上で確実に処分するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は千葉県防災危機管理部危機管理政策課長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。